

駅家中学校 いじめ防止基本方針

1 駅家中学校「いじめ防止基本方針」の策定の目的と背景

本方針は、いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、福山市の基本方針を参酌して策定するものである。いじめは生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える絶対に許されない行為である。

本校は「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」という危機意識をもち、全教職員が組織的にいじめの根絶に取り組む。

2 いじめの定義と具体的な態様（いじめ見逃しゼロの徹底）

本基本方針における「いじめ」について、いじめ防止対策推進法第 2 条を踏まえ、①の通り定義する。

いじめの認知は、表面的・形式的な判断を避け、**対象生徒の立場に立って**行う。

①基本定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

②「いじめ」や「いじめの疑い」を早期に発見（認知）し、対応するためには、次の点に留意する

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、対象児童生徒の立場に立って行う。

イ いじめには、多様な態様があることを鑑み、「法」の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

ウ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第 22 条の「いじめ防止委員会」を活用して行う。

エ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

オ 対象児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てがいじめを行った児童生徒に対して厳しい指導を要する場合であるとは限らない。

カ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早

期に警察に相談・通報の上、警察と連携し対応する。

③具体的ないじめの態様

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- (出典「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定平成 29 年 3 月 14 日)

3 いじめ防止対策に係る基本的な考え方

いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」であり、加えて、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に認知し、早期に対応する等、学校全体で組織的に取り組む。

①いじめの未然防止（「児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進」）

児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導を推進し、自他の個性と他者の主体性を尊重しながら、相手の立場に立って考え自らの行動を決断し、実行する力を育むことや、相互扶助的で、心のふれ合いを基盤とした人間関係づくりに取り組む。

また、児童生徒一人一人にとって「居場所」となる「学校並びに学級づくり」を推進するとともに、不安や悩みをいつでも相談できる風土を醸成し、自己実現を支える。

②児童生徒の主体的な活動の推進

授業や生徒会活動等において、いじめや生命の尊厳について考え、議論する活動を実施する。生徒自らがいじめのない学校づくりに主体的に関わることができるよう指導・支援する。

③いじめの早期発見

いじめの早期発見には、児童生徒の何気ない一言や表情、態度に潜む「SOS」のサインといった、「いつもとの違い・変化」に気付くことなど、日々、児童生徒と向き合い、見守っている教職員にしかできない働きかけが重要である。そのため、柔軟な想像力と敏感な感受性をもって日常的な教育活動を行い、児童生徒理解を踏まえた向き合いを通して、信頼関係を構築する。

④いじめ見逃しゼロ

児童生徒のいつもと違う様子や人間関係の変化等、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。また、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」、学期に1回以上の定期的なアンケート調査や教育相談の実施（個別面談の実施）、電話相談窓口等の周知等により、児童生徒が相談できる環境を整備し、いじめを見逃さないための体制を構築する。

⑤いじめへの組織的な対応（「いじめ防止委員会の機能化」）

特定の教職員で情報を抱え込まず、情報を「いじめ防止委員会」に集約し、学校全体で対象生徒を「守り切る」という立場で組織的に対応する。教職員同士が支え合う「心理的安全性の高い」環境を構築し、初動対応を機能させる。

⑥家庭・地域等との（「重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え」）

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校、家庭及び地域の連携が必要である。例えば、PTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、学校評議員会等を活用したりする等、いじめの事例について協議する機会を設けたり、いじめの事案について学校、家庭及び地域が連携したりする取組を推進する。

⑦関係機関との連携

いじめ事案への対応においては、対象児童生徒の安全確保や心のケアを迅速に行うために関係機関（警察、児童相談所〔東部こども家庭センター〕、医療機関、法務局等）と連携する。

また、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、福山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び学校と関係機関が適切な連携を行う必要があるため、平素から、関係機関等の担当者の連絡先の把握や、連絡会議の開催等、情報共有の充実を図る。

4 駅家中学校の実施体制

①児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進

児童生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦することや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性を実感できることが大切である。

そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動し、相互扶助的で、心のふれ合いを基盤とした人間関係づくりに取り組み、ありのままの自分を肯定的に

捉え、「自分も一人の人間として大切にされている」ことを、児童生徒が実感できる心を育む。また、児童生徒が自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら自らの行動を決断し、実行する力を育むことや、児童生徒一人一人にとって「居場所」となる「学校並びに学級づくり」を推進し、不安や悩みをいつでも相談できる風土を醸成する。

そこで、次の「四つの視点」を中心として、取組の充実を図る。

- ア 共感的人間関係：自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動し、心のふれあいを基盤とした人間関係を築く。
- イ 自己存在感の感受：「自分も一人の人間として大切にされている」と実感できる居場所づくりを行う。
- ウ 自己決定の提供：生徒が自発的・自律的に自らの行動を決断し、実行する力を育む。
- エ 安全・安心な風土：「困った、助けてほしい」と弱音を吐き、相談できる風土を醸成する。

②「いじめ防止委員会」の機能化

【児童生徒との信頼関係の構築】

広く深い児童生徒理解に基づいて、教育活動全体で児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導を推進する。

【発見する・気づく】

- ア 日常的な観察：普段から「いつもの違い・変化」や「相談・訴えなどを把握した際には、特定の教職員が情報を抱え込むことなく窓口となる教員（生徒指導主事・学年主任）に伝える。
- イ 傾聴：児童生徒からいじめや人間関係のトラブル等について相談・訴えがあった際には後回しせず、心情や思いに深く寄り添いながら、傾聴の姿勢を大切にする。
- ウ ICTの活用：1人1台端末を用いた「心の健康観察」を実施し、小さなSOSを把握する。
- エ アンケートと面談：学期に1回以上の定期調査を実施する。アンケートは「生活に関するアンケート」などの名称で行い、実施後は個別面談等を通じて状況を把握する。

【つなぐ】

- ア 報告：気づきを共有し、早期対応につなげるために、窓口となる教員（生徒指導主事・学年主任等）は、報告・相談を受けた情報を管理職に報告し、「いじめ防止委員会」につなぐ。
- イ いじめ防止委員会：管理職は、緊急的な対応が必要か否かを判断するとともに、「い

じめ防止委員会」を開催し、関係職員に情報をつなぐ。

- ウ 警察：「いじめ」の中には、SNSを介したインターネット上のいじめ事案、暴力行為やいじめの動画、誹謗中傷等がSNS等に投稿・拡散される事案など、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについて、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

【向き合う】

- ア 報告・相談：「いじめ防止委員会」が情報の収集と記録の共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て「いじめ防止委員会」に報告・相談すること。
- イ 共有化：「いじめ防止委員会」に集められた情報は、事案だけでなく、個別の児童生徒ごとに記録するなどし、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- ウ 専門家：「いじめ防止委員会」に、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを参画させるなど、実効的な機能を果たせるようにする。
- エ 全職員：認知したいじめ事案については、その解消に向けて、全教職員が一丸となり、それぞれの役割を全うする。

③いじめ解消の判断基準

単なる謝罪をもって解消とせず、以下の2項目が少なくとも3か月継続していることを基準とする。

- ア いじめに係る行為（ネット上の書き込み等も含む）が止んでいること。
- イ 対象生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

④いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え

【いじめの重大事態の基本的な考え】

以下の疑いが生じた場合、速やかに調査組織を設け、調査を開始する。

- ア 第1号事態：生命・心身・財産に重大な被害（自殺企図、重大な傷害、精神疾患の発症、高額な金品被害等）。
- イ 第2号事態：不登校（年間30日目安、または連続欠席）の疑い。生徒・保護者から重大事態の申立てがあった際は、学校の判断によらず重大事態として報告・調査にあたる。

【いじめの重大事態への対応】

- ア いじめの重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に報告する。
- イ 学校は、調査組織（プロジェクトチーム等）を編成し、教育委員会の支援指導のもと調査を行い、調査結果を教育委員会に報告する。

【学校における平時からの備え】

- ア 生徒指導体制の確立
学校は、年度始めの職員会議や教職員研修等の実施により、「学校いじめ防止基本方針」はもとより、「法」や「ガイドライン」等について理解し、いじめの重大事態とは何か、いじめの重大事態に対してどう対処すべきかを認識する。
- イ 教育委員会との連携
学校だけで対応を抱え込むことがないよう、平時から、教育委員会と連携を緊密に行うとともに警察や福祉などの関係機関と、いじめに対する措置等について連携を図る。
- ウ 記録等の作成及び保管
確認できた事項とできなかった事項等の情報を記録として残す。アンケートの回答や指導記録等の保存期間は、作成の翌年度から**5年**とする。
- エ いじめの重大事態に未然防止
いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体で「3つの柱」を推進し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。
また、暴力行為やいじめ等の動画、個人情報等がSNS等に投稿・拡散された場合には、警察等とも連携し、毅然とした対応を行う。

2026年度（令和8年度）一部改定